

## 公益財団法人埼玉県スポーツ協会令和3年度第一回理事会議事録（決議の省略）

令和3年5月12日、埼玉スポ協第124号で代表理事羽鳥利明副会長が、理事の全員に対して理事会の決議の目的である事項について下記の内容の提案書を発し、また、監事の全員に対して当該提案に対する異議の有無を確認する依頼書を発したところ、当該提案につき、理事の全員から書面により同意の意思表示を得るとともに、監事の全員から書面により異議を述べない旨の回答を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び本会定款第35条に基づく理事会の決議の省略により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号により本議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

### 記

#### 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第一号議案 令和2年度事業報告について

第二号議案 令和2年度決算報告並びに監査報告について

第三号議案 公益目的事業剰余金の使途について

第四号議案 公益財団法人埼玉県スポーツ協会表彰

授賞候補者推薦要項の改定について

第五号議案 公益財団法人埼玉県スポーツ協会定款の変更について

第六号議案 公益財団法人埼玉県スポーツ協会細則の変更について

第七号議案 評議員会の目的である事項の提案等について

#### 2 上記1の事項の提案をした理事の氏名

代表理事副会長羽鳥利明

#### 3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和3年5月12日

なお、提案した事項について特別の利害関係を有する理事はいなかった。

#### 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事副会長羽鳥利明



## 公益財団法人埼玉県スポーツ協会令和3年度第一回理事会議事録（報告の省略）

以下の理事会に報告すべき事項につき、代表理事羽鳥利明が理事及び監事の全員に対して通知をしたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の規定により、これらの事項は理事会への報告を要しないものとする。

### 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(1) SNHD サイニチホールディングス杯

第6回彩の国 Spring フィギュアスケート競技会

### 2 理事会への報告を要しないものとされた日

令和3年5月12日

### 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 羽鳥利明

